

美濃加茂市企業誘致条例の奨励金制度

奨励金の名称	事業所設置奨励金		
対象基準	投下固定資産(土地・家屋・償却資産)の額(取得価格の合計額)及び常時雇用する従業員数が下記の基準に該当する事業所が対象となります。		
	新設	製造業	3億円以上、かつ常時雇用する従業員10人以上
		研究開発事業	1億円以上、かつ常時雇用する従業員10人以上
		情報処理事業	5千万円以上、かつ常時雇用する従業員20人以上
		上記関連事業	3億円以上、かつ常時雇用する従業員10人以上
	増設 移設	中小企業以外	1億円以上、かつ新たに常時雇用する従業員10人以上
		中小企業	3千万円以上、かつ新たに常時雇用する従業員3人以上
貸借	事業者、事業所貸与者、敷地貸与者の総額が3億円以上、かつ常時雇用する従業員10人以上		
奨励金の額	投下固定資産額に対する固定資産税相当額を限度とします。		
交付期間	10年間 ※ 償却資産は5年間		

※ 当該期間中の各年度において常時雇用する従業員の数上記の人数に満たない年度は交付しません。

奨励金の名称	雇用促進奨励金		
対象基準	事業所設置奨励金の指定を受けた事業所で、当該事業所を経営するために、常時雇用する市内従業員を新たに10人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用する事業所が対象となります。		
奨励金の額	当該従業員1人につき5万円とし、累計5千万円を限度とします。		
交付期間	10年間		

※ 当該期間中の各年度において常時雇用する市内従業員の数10人(中小企業にあつては5人)に満たない年度は交付しません。

奨励金の名称	工業用水使用奨励金		
対象基準	事業所設置奨励金の指定を受けた事業所で、契約水量が日量100m3を超える事業所が対象となります。		
奨励金の額	100m3を超える部分に対し20円/m3 ただし、500m3を超える部分に対しては10円/m3		
交付期間	給水を受けた月(契約水量の増加に伴う場合は当該増加した月)から20年間		